

日本小児内分泌学会における診療ガイドライン（Clinical Practice Guideline）の策定手順について 改訂 第3版 補遺

2023年10月19日理事会承認

日本小児内分泌学会が策定の主体者とならない診療ガイドラインの取扱い

診療ガイドラインの策定について、厚生労働省は関連学会のオーソライズがあることが望ましいと考えている。学会以外の研究グループ（厚生労働科学研究費等公的枠組みによるものを想定）あるいは他学会が策定主体となって、当学会を含む複数学会が協働して診療ガイドラインを策定する場合の当学会における取扱いについて、以下のように取り決める。

1. COI管理

COI管理は最も関与度の高い1学会に一括して依頼してもらうこととする。

2. 当学会が協働することの可否

当学会の協働は、以下の内容を含む伺い書を理事長宛に提出していただき、理事会での承認をもって諾とする。

理事会への申請内容は以下¹とする

- ① 策定の目的（テーマ）
- ② 対象疾患・病態
- ③ ガイドライン利用者の明確化
- ④ 関連団体（医学会、患者団体）

3. ガイドライン原案の外部評価

パブリックコメント聴取は、他関連学会によるものと合わせて学会ホームページの会員限定ページにおいておこなうことを原則とする。

4. 最終案の理事会承認

最終案の理事会承認をもとめる際には、当該診療ガイドラインの公開方法についての情報を求めることとする。

以上

¹ 日本小児内分泌学会診療ガイドライン策定手順第3版の「ガイドライン委員会は作成提案者（組織）とともに、策定の目的（テーマ）、対象疾患・病態、ガイドライン利用者の明確化、関連団体（医学会、患者団体）の特定をおこない、理事会にガイドライン作成の承認を諮る。」に準じて。